

指定管理者制度と小山市の取組み

指定管理者制度とは

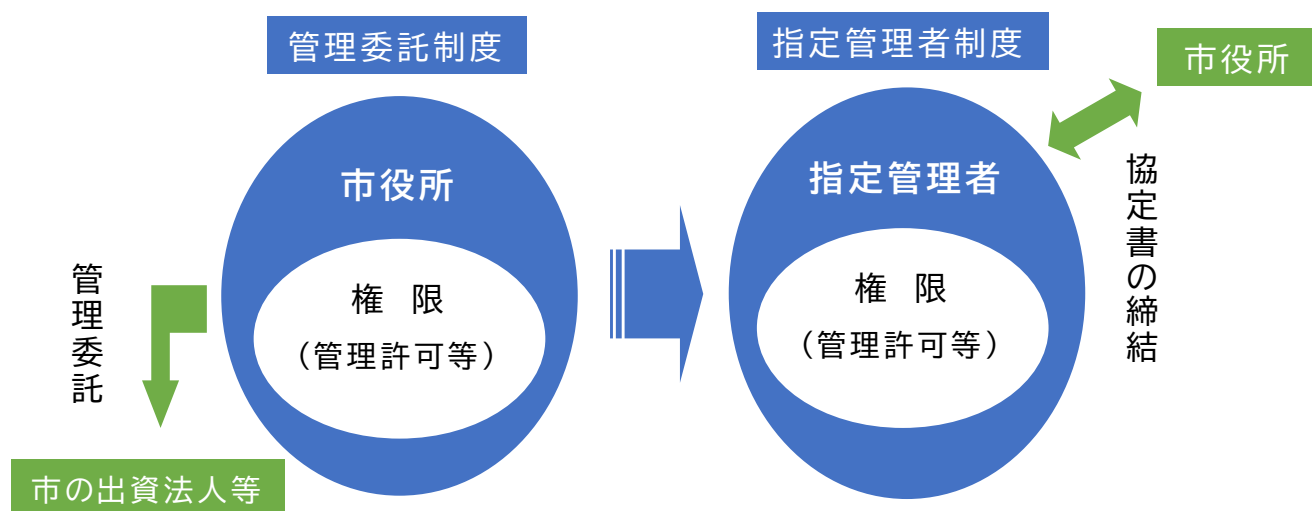
指定管理者制度とは、地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について、民間企業・NPO等を含む団体（以下「民間事業者」という。）に委ねることを可能とする地方自治法上の制度です（地方自治法第 244 条の 2）。

指定管理者制度の目的は「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ること」であるとされています。

これまでの「管理委託制度」との違い

指定管理者制度において公の施設の管理運営を行う団体を指定管理者と呼びます。従来の管理委託制度では設置者である市が施設の利用の許可や使用料の徴収ができる権限を持っていたのに対し、指定管理者制度では指定管理者がその権限を持ち、地方自治体と取り交わした協定の範囲において、独自のサービスを提供することも可能になり、この点が管理委託制度と指定管理者制度との最大の違いであるといえます。

なお、指定管理者を決定するに当たっては、地方議会から指定の議決を経ることが条件となります。



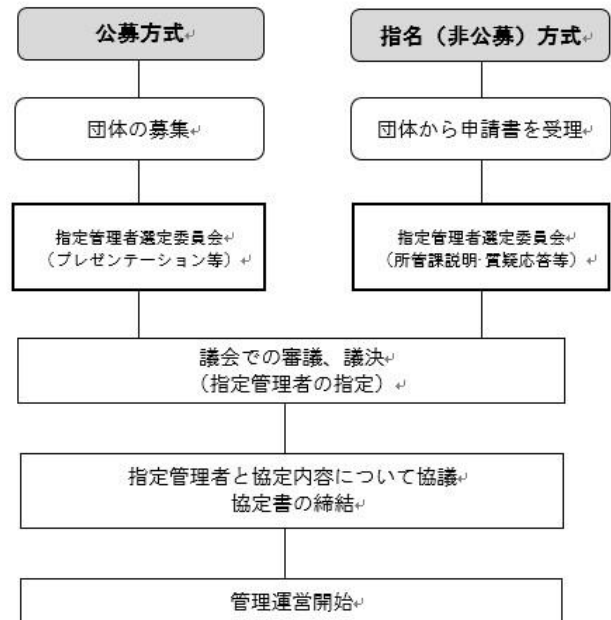
指定管理者が指定されるまで

指定管理者は、公募により応募された中から選定するのが原則ですが、公募を行わないこともできます。

小山市においては、いずれの場合にも複数の学識経験者と副市長で構成される選定委員会で審議し、指定管理者の候補者を選定または承認します。さらに、市議会による指定管理者の指定の議決を経てはじめて指定管理者が決定します。

指定管理者制度では、指定管理を行える期間が設定されます。その期間は3年や5年等、施設の性格等を加味し決められ、その期間が満了するときは、改めて指定管理者の選定を行います。

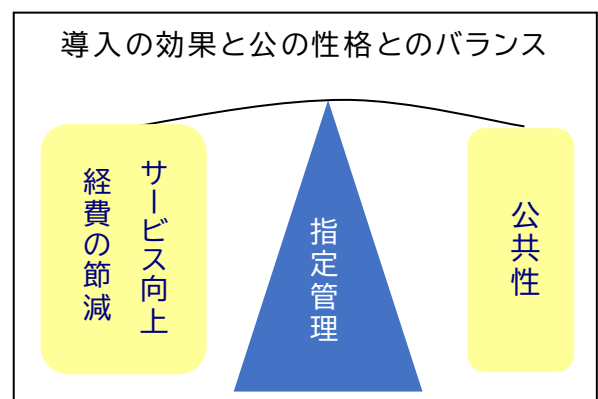
指定管理者の選定までのフローチャート



公という性格維持のために

指定管理者制度を導入しても、公の施設であることには変わりはありません。前項でもご紹介したとおり、指定管理者となるには、その団体が施設の設立目的に沿って継続的に質の高いサービスを提供できる能力を備えているのか、選定委員会、市議会の承認を得なければなりません。また、指定管理者は毎年度終了後、事業報告をすることが義務付けられています。市も必要があれば随時調査を行うことや改善の指示をすること、さらに改善がされない場合には指定管理者の指定を解除することができます。

導入の効果と公の性格とのバランス



小山市における導入方針

指定管理者制度に該当となる施設は公の施設となります。公の施設とは、健康や福祉の増進、知識の習得、便利などのために市民のみなさんが利用する施設のことを言います。

指定管理者制度では、従来の限定的な管理委託よりも広い権限を包括的に委ねることができ、民間のノウハウを活用することにより、さらなる市民サービスの向上や施設の有効活用、経費の縮減につながる可能性があります。

本市では、市民サービスの向上や管理経費の節減のため、この制度を積極的に活用するものとしますが、公の施設の管理運営を直営（一部事務の民間事業者等への委託を含む）で行うのか、もしくは指定管理者制度を導入するのか、その選択に当たってはどの管理運営形態がより施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるかを基本的な判断基準として、個別具体的に検討するものとします。